

平成23年 3月25日

報道提供資料

### 川崎市入札契約制度再検証報告について

本市では、平成20年度より緊急経済対策の一環として、関係局職員により構成する「川崎市入札契約制度検討会」及び学識経験者で構成する「川崎市入札監視委員会」において、入札契約制度の再検証を実施してきました。

その結果について別添「川崎市入札契約制度再検証報告」を取りまとめましたのでお知らせします。

#### 別添資料

- ・川崎市入札契約制度再検証報告
- ・「川崎市入札契約制度再検証報告」の概要

川崎市財政局資産管理部契約課

電話 044-200-2096

## 「川崎市入札契約制度再検証報告」の概要

平成20年度より、緊急経済対策の一環として、関係局職員により構成する「川崎市入札契約制度検討会」及び学識経験者で構成する「川崎市入札監視委員会」において、入札契約制度の再検証を実施してきました。その結果について、以下のとおり入札契約制度改正の方針をまとめました。

### 1 23年度に新たに実施する事項

#### (1) 予定価格の事後公表

工事請負契約の入札において、国からの要請及びくじによる落札者決定の増加等の理由により、予定価格は事後公表とする。

#### (2) 低入札価格調査の強化

低入札価格調査において、調査対象事業者から法令順守、工事的確な履行についての誓約書を新たに提出させる。

#### (3) 法令順守の強化

ア 本市発注工事において、独占禁止法違反等が行われた場合において、指名停止措置の最短期間を6ヶ月から12ヶ月に改正する。

イ 公契約条例の違反行為に対する指名停止措置を新設する。

#### (4) 総合評価方式の評価項目の拡充

入札金額と金額以外の要素を総合的に評価する総合評価方式の評価項目について、障害者雇用等、社会貢献に関する評価項目を拡充する。

### 2 引き続き実施する事項

#### (1) 公共工事の早期発注

平成23年度についても、上半期公共工事発注目標を80%に設定し、その実現に向けて最大限努力する。

#### (2) 職員の能力向上等

職員の設計積算技術の向上、事務処理能力の向上のための研修等を行う。また、検収体制の強化を図るため、物品等の契約における納品書を5年間保存する。

### 3 検討を続ける事項

#### (1) 総合評価方式のあり方について

#### (2) 最低制限価格の設定のあり方について

#### (3) 同一企業の低入札による受注制限などの低入札対策について

#### (4) 競争入札参加資格のあり方について 等

# 川崎市入札契約制度再検証報告

2011（平成23）年3月

財 政 局

## 目 次

I	今までの取組み	1
1	川崎市入札契約制度再検証中間報告（平成21年1月）	1
2	中間報告以降の取組み	1
3	川崎市入札契約制度再検証第2回中間報告（平成22年4月）	2
4	第2回中間報告以降の取組み	2
5	今回の再検証報告について	2
II	低入札対策について	3
1	予定価格事後公表【平成23年4月1日実施】	3
2	低入札価格調査の強化【平成23年4月1日実施】	7
III	法令順守の強化【平成23年4月1日実施】	10
IV	主観評価項目制度のあり方について	11
1	総合評価方式への活用【平成23年4月1日実施】	11
2	業務委託や物品調達へ対象拡大【平成23年度検討】	11
3	新しい評価項目の検討【平成23年度検討】	11
V	総合評価方式の評価項目の拡充【平成23年4月実施】	12
VI	工事系委託業務の最低制限価格のあり方について【引き続き検討】	13
VII	競争入札参加資格のあり方について【引き続き検討】	14
VIII	早期発注について【引き続き実施】	15
IX	職員の能力向上等についての取組【引き続き実施】	15

X	入札契約制度検討会について .....	15
X I	入札監視委員会の意見 .....	16
X II	委員等名簿 .....	17
X III	入札契約制度再検証審議経過 .....	18
	【別表】総合評価一般競争入札評価項目表.....	19

## I 今までの取組み

本市では以前から透明性、競争性、公平性に留意して公正な入札契約手続きを行ってきたが、近年の著しい社会経済情勢の変動の影響を受けて、地方自治体の入札契約制度を取り巻く環境は大きく変化してきている。

本市においても、これらの環境の変化に適切に対応することが喫緊の課題となっており、時代に適応したより良い入札契約制度を確立することを主たる目的として、平成20年10月に関係職員で構成する「川崎市入札契約制度検討会」を設置し、入札契約制度を再検証することとした。

### 1 川崎市入札契約制度再検証中間報告（平成21年1月）

本市は平成20年10月14日に市長を本部長とした川崎市緊急経済対策本部を設置し、市内経済の安定化に向けた取組みを開始した。緊急経済対策の一環として位置づけられる入札契約制度改革については、緊急性の高い項目を中心に平成21年1月に検証結果を中間報告としてまとめた。

#### (1) 緊急に対応した項目

下記の項目については、中間報告をまとめる前に実施、もしくは実施に向けた検討を開始した。

- ア 前倒し発注の実施
- イ 公的債務支払の早期化
- ウ 適切な競争入札参加条件の設定
- エ 単品スライド条項の品目拡大
- オ 建築資材等の予定価格へ実勢価格の反映
- カ 入札情報発信システムの構築
- キ 地域建設業経営強化融資制度への対応
- ク 緊急雇用対策に資する制度の導入

#### (2) 予定価格事後公表の試行実施

平成21年度より、2年間の予定で工事において業種別ランク別に全工事の2分の1を対象として予定価格の事後公表を試行実施することとした。

## 2 中間報告以降の取組み

### (1) 最低制限価格、低入札調査基準価格の改正

#### ア 最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定方式の改正

国における算定式の改正に伴い、平成21年5月1日付けで川崎市工事請負契約に係る「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」及び「川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領」を改正し、改正以降に入札公告、指名通知を行った入札から、算出式のうち現場管理費への掛け率を60%から70%とし、最低制限価格、低入札価格調査基準価格の範囲を、予定価格の70%以上85%以下から予定価格の70%以上90%以下へと改正した。

## イ 総合評価方式の試行実施

平成19年度から行っている総合評価試行実施について、件数を拡大しながら実施した。(12頁表参照)

### 3 川崎市入札契約制度再検証第2回中間報告(平成22年4月)

入札契約制度検討会では、第1回中間報告で決定した方針を基に、予定価格の事後公表の試行実施をするとともに、平成22年度に本格実施を予定している総合評価方式の実施方法等について検討を行ってきた。

景気低迷が続く中、本市工事契約では低入札が増加し、ダンピングの発生や下請等へのしわ寄せにつながることも懸念されたことから、入札契約制度改革において、この低入札対策を中心に第2回の中間報告としてまとめた。

- (1) 最低制限価格の対象範囲の拡大【平成22年7月実施】
- (2) 予定価格の事後公表の試行【継続】
- (3) 総合評価方式における失格基準の導入【平成22年7月実施】
- (4) 総合評価方式の本格実施【平成22年7月実施】
- (5) 前払金制度について【平成22年7月実施】
- (6) 前倒し発注【継続して実施】

### 4 第2回中間報告以降の取組み

第2回中間報告で決定した方針を基に、予定価格の事後公表の試行実施を行うとともに、6億円未満の総合評価方式への失格基準の導入や総合評価方式の本格実施、前払金制度の改正を行った。

一方、平成22年4月に公正取引委員会から本市下水管きよ工事業者に対し独占禁止法違反が行われていたとして、排除措置命令、課徴金納付命令が行われた。本市ではそれを受けて最大9.5ヶ月の指名停止を行ったが、独占禁止法違反は公正な入札契約制度に対する信頼を損なう行為であることから、その再発防止に向けての対策も重要な課題となった。

### 5 今回の再検証報告について

今回の報告では、予定価格事後公表の試行結果を基にした予定価格の公表時期のあり方についてと独占禁止法違反に対する制度改革を中心としてまとめた。

入札契約制度再検証は、緊急経済対策の一環として入札契約制度の検討を行ってきた。緊急経済対策本部は、平成22年度末までの予定で設置されたが、依然として厳しい経済情勢の中、1年間延長して設けられることとなった。

入札契約制度検討会についても、市内経済の状況や公正な入札契約制度の確保に向け検討会を存続させることとし、入札監視委員会の意見を踏まえながら検討を進め、今後もよりよい入札契約制度の構築に努めていくこととする。

## Ⅱ 低入札対策について

### 1 予定価格事後公表【平成 23 年 4 月 1 日実施】

平成 23 年 4 月 1 日以降に入札の公告、指名通知を行う工事請負契約について、予定価格の公表を落札決定後に行うものとする。

ただし、予定価格を事後公表としたことによる弊害が顕著に認められる時には、再度、公表時期の検討を行うものとする。

#### (1) 予定価格の事後公表試行実施

予定価格事後公表の試行は、事前公表の弊害と言われている下記の項目について検証するために、平成 21 年度から 2 年間、業種別ランク別に 2 分の 1 の入札で実施した。

- ・ 価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること
- ・ 建設業者の見積もり努力を損なわせること
- ・ 談合がいつそう容易に行われる可能性があること
- ・ 過去の類似工事から最低制限価格を推測して低価格での入札が行われる可能性があること

#### (2) 試行実施の結果（次頁表参照）

平成 21 年 4 月から平成 23 年 2 月までの試行結果は以下のとおりである。

- ①落札率は、事後公表が 89.96%、事前公表が 88.53%である。
- ②最低制限価格と同額での落札は、事後公表が 30 件、事前公表が 357 件である。
- ③くじによる落札者決定は、事後公表が 11 件、事前公表が 284 件である。
- ④最低制限価格と同額でくじにより落札を決定生している件数は、事後公表が 9 件、事前公表が 240 件である。
- ⑤不調件数は、事後公表が 119 件、事前公表が 32 件である。
- ⑦工事成績評点の平均は、事後公表が 72.95 点、事前公表が 72.73 点である。
- ⑧入札参加者の平均は、事後公表が 8.17 者、事前公表が 8.55 者である。
- ⑨低入札価格調査を行った件数は、事後公表が 32 件、事前公表が 33 件である。

これらの結果から、予定価格を事前公表した入札においては、予定価格から推測される最低制限価格が目安となって、くじによる落札者決定が多く発生するなどの課題が存在している。

平成21・22年度 予定価格事前公表事後公表の比較

(平成23年2月28日契約まで)

	事後公表	事前公表
1 件数	914	980
(一般競争)	509	512
(指名競争)	405	468
2 落札率	89.96%	88.53%
(一般競争)	87.97%	86.03%
(指名競争)	92.24%	91.26%
<b>3 最低制限価格と同額で落札</b>	<b>30</b>	<b>357</b>
<b>4 くじによる落札決定</b>	<b>11</b>	<b>284</b>
<b>5 最低制限価格と同額でくじによる落札</b>	<b>9</b>	<b>240</b>
6 不調件数	119	32
(一般競争)	35	6
(指名競争)	84	26
7 工事成績評点平均点	72.95点	72.73点
8 平均入札参加者	8.17者	8.55者
9 低入札調査件数	32	33

(3) 建設業者アンケート

平成22年11月に入札契約制度を再検証するための参考として、市内建設業者15団体及び平成22年度上半期に工事請負契約の入札に参加した建設業者388社に対してアンケートを実施した。その結果、10団体143社から回答を得た。

問 予定価格の公表時期について建設業者の回答（回答数136件）

- ・事後公表のみにするべき 75
- ・事前公表のみにするべき 21
- ・現在のように1/2ずつにすべき 40
- ・その他 7

このように半数が「事後公表のみにするべき」との意見であった。

そのほか、最低制限価格を予想し、その金額にあわせて入札金額を自らの積算により求めた金額よりも低くしたとの意見が多くあった。また、予定価格事前公表の場合には、最低制限価格を過去の類似工事の実績を参考にして推測したとの意見もあった。

※建設業者へのアンケートより

問4 入札時に、最低制限価格を予想した金額に入札金額を合わせる調整をしたことがありますか。

- 1 落札するために、最低制限価格の予想に合わせて積算して算出した金額から入札金額を下げた 96
- 2 落札するために、最低制限価格の予想に合わせて積算して算出した金額から入札金額を上げた 7
- 3 特に最低制限価格の予想にあわせた調整はしていない 40

問5 問4で、「1」又は「2」と答えた方にお聞きします。

最低制限価格はどのように算出されましたか。(積算ソフト使用の有無等)

(1) 予定価格事前公表の場合

- ・過去の類似工事の結果を参考にして 28
- ・自社の積算により入札 19
- ・実行予算に見合う金額で 1
- ・予定価格に率をかけたもので入札 8
- ・積算ソフト 28

(2) 予定価格事後公表の場合

- ・自社での積算を基にして 62
- ・経験により 6
- ・過去の案件のデータを参考にして 6
- ・設計事務所に聞いて 1

このように、入札参加者の多数は予想した最低制限価格を目安に入札金額を決めており、最低制限価格は予定価格事前公表の場合は過去の類似工事の結果など、自らの積算結果以外を参考にして算出している。

一方、予定価格事後公表の試行開始後に、職員に対して事業者から予定価格を探ろうとする働きかけがあったという報告はなかった。

以上の結果から、予定価格を事前公表することによって、最低制限を予測してその価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、公表される予定価格を基に入札金額を決めるなど、建設業者の見積努力を損なわせること、予定価格を事後公表にすることによる弊害がおこりにくくなっていることと考えることができる。このため、平成23年度から工事請負契約の入札において、予定価格の事前公表を行わないこととする。

ただし、今後、予定価格を事後公表したことによる弊害が顕著に認められる時には、再度、公表時期の検討を行うものとする。

なお、予定価格を事後公表することにより、建設業者が予定価格や最低制限

価格等の情報を職員から不正に入手しようとするおそれがあることから、公正な入札契約手続について外部から疑惑を招くことのないよう、職員はもちろん、設計業務等を外部に委託する場合の該当業者なども含め、設計金額等が漏洩することのないように情報管理等に注意していく。

政令指定都市の工事請負契約における予定価格公表時期

事後公表	事前事後併用（試行を含む）		事前公表
札幌市 浜松市 岡山市	千葉市 横浜市 大阪市 堺市 神戸市	仙台市 さいたま市 相模原市 新潟市	静岡市 名古屋市 京都市 広島市 北九州市 福岡市

（平成 23 年 1 月現在）

公共工事の入札及び契約の適正化の推進について（抜粋）

（H20. 3. 31 各都道府県知事・各政令指定都市市長あて総務省・国土交通省連名通知）

5. 予定価格等の公表の適正化

予定価格の公表について、地方公共団体は法令上の制約がないことから、各団体において適切と判断する場合には、国と異なり、事前公表を行うことも可能であるが、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること、建設業者の見積努力を損なわせること、談合が一層容易に行われる可能性があること等の入札前に予定価格を事前公表することによる弊害を踏まえ、予定価格の事前公表の取りやめ等の対応を行うものとすること。予定価格の事前公表を行う場合には、その理由を公表すること。

また、最低制限価格等及びこれらを類推させる予定価格の事前公表についても、最低制限価格等と同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わず入札を行った業者が受注する事態が生じることが特に懸念されることから、最低制限価格等の事前公表を行っている地方公共団体においては、上記弊害を踏まえ、最低制限価格等の事前公表の取りやめ等の対応を行うこと。最低制限価格等の事前公表を行う場合には、その理由を公表すること。

## 2 低入札価格調査の強化【平成23年4月1日実施】

より契約の履行を確実にするために、落札候補者に対して、低入札価格調査時に法令順守及び契約の適正な施工を書面にて誓約させるものとする。

《平成23年4月1日以降に入札公告又は指名通知を行う契約より実施》

低入札とは、市が定めた調査基準価格を下回る金額での入札をいう。低入札が行われた場合には、手抜き工事や下請け業者へのしわ寄せを防ぐため、契約の内容に適合した履行がされない恐れがないかについて調査を行い、財政局及び工事担当局職員で構成する「川崎市低入札価格調査委員会」において落札者を決定する。

本市では、予定価格6億円以上又は総合評価落札方式による工事の入札に調査基準価格を設定し、低入札が発生したときに低入札価格調査を実施している。調査を行う低入札価格調査基準は、国に準じてその算出方法を定めており、予定価格の70%から90%の範囲で設定している。

現在のところ、低入札によるいわゆるダンピングの発生や工事の品質の低下は確認されていないが、工事の品質確保や下請へのしわ寄せを防止する必要があると考えられるため、本市では、平成22年4月の「川崎市入札契約制度再検証第2回中間報告」において、最低制限価格の対象となる契約の範囲拡大、総合評価落札方式での失格基準の導入などの対策を定め、平成22年7月から実施している。

こうした対策の効果などにより、低入札価格調査件数は平成21年度の52件に比べ平成22年度は、平成23年2月末までで13件となっている。

川崎市低入札価格調査委員会による調査は、当該入札価格で適正な工事が履行できることを説明する書類を提出させ、聞き取り調査も行っているが、より契約の履行を確実にするために、落札候補者に対して、法令順守及び契約の適正な施工を書面にて誓約させることとする。

主な低入札対策	本市の取組
① 最低制限価格・低入札調査基準価格の見直し	国の改正に合わせて随時実施
② 工事監督検査体制の強化	引き続き監督検査体制を強化
③ 最低制限価格対象工事の拡大	平成22年7月実施
④ 失格基準の設定	平成22年7月実施
⑤ 低入札に対する前払金支払制限	平成22年7月実施
⑥ 契約条例（作業報酬下限額の規定）	平成23年4月施行
⑦ 同一企業の低入札による受注制限等	検討中
⑧ 監理技術者等の複数配置	検討中
⑨ 入札ボンドの導入	検討中

低入札価格調査件数（平成 23 年 2 月末日契約まで）

年度	18	19	20	21	22
対象件数	23	40	52	72	22
調査件数	12	12	21	52	13
低入札発生率	52.2%	30%	40.4%	72.2%	59.1%

## 主な低入札対策

### （１）取組済みの対策

#### ① 最低制限価格・低入札調査基準価格の見直し

最低制限価格、低入札調査基準価格の算出方法については、国の算出方法の改正に合わせて順次改正している。国の基準を超えた最低制限価格の引き上げるべきとの建設業団体の意見もあるが、多くの政令市と同様、国の算出方法に準じた算出方法を継続して採用するものとする。

#### ② 工事監督検査体制の強化

低入札の工事については、手抜き工事が行われていないか、安全確保が的確に行われているかなどをより確認する必要があるため、中間検査や抜き打ち検査を実施している。

今後においても、確実な工事の履行、安全確保並びに不法、不当行為等の未然防止のため、引き続き監督検査体制を強化していく。

#### ③ 最低制限価格の対象範囲の拡大

平成 22 年 7 月に、最低制限価格の対象を予定価格 3 億円未満から 6 億円未満に範囲を拡大した。

#### ④ 総合評価落札方式における失格基準の設定

本市は、金額だけの価格競争ではなく、入札者の技術力も評価し、価格と品質が総合的に優れた契約により公共工事の品質確保を図ることを目的とした総合評価落札方式を、平成 19 年度より試行実施してきた。

しかしながら、平成 21 年度に実施した総合評価落札方式による入札において、33 件のうち 21 件で低入札が発生した。総合評価落札方式は、地方自治法の定めにより最低制限価格を設定することができないが、著しい低入札を防止するため、平成 22 年 7 月より、予定価格 6 億円未満の総合評価落札方式による入札について、一定の基準を下回る低入札が行われた場合にその入札を無効とする失格基準を設定した。

平成 22 年 7 月からは、予定価格 1 億 5 千万円以上（建築工事については 3 億円以上）の入札について、原則として総合評価方式を実施しているが、失格基準を設定した総合評価落札方式入札 12 件のうち、4 件の入札で失格基準を下回る入札が行われたので、それを無効とした。

#### ⑤ 低入札に対する前払金支払制限

工事請負については、その契約の性格上、契約後に契約金額の40%を上限として前払いを行うことができるが、その前払金の取得を目的とした低入札を防止するため、低入札による契約の場合には前払いする金額を制限することとしている。

⑥ 契約条例一部改正による作業報酬確保に関する規定

平成23年4月に施行される契約条例の一部改正により、予定価格6億円以上の工事請負契約については、その契約に携わる労働者の作業報酬を確保する規定の適用を受ける。このことにより、低入札により下請代金や労働者の賃金等にしわ寄せが及ぶことを防止することができると考えられる。

(2) 検討中の対策

⑦ 同一企業の低入札による受注制限等

同一の企業が低入札の落札による工事を複数施工することは、契約の内容に適合した履行の確保がなされないおそれがあるとして、さいたま市や京都市、大阪市においては、低入札で落札した業者に対して、他の入札への参加制限又は落札者となることができないとする制度が設けられている。

この制度については、建設業者及び建設業者団体に対して行ったアンケートの質問項目とした。建設業者団体からの回答は、低入札で落札して当該契約を履行中の業者に対してなんらかの入札参加制限を行うべきとの意見であったが、建設業者へのアンケートでは、建設業者団体と同様の意見が多数であったが、業者により事情は異なるのでこの制度には反対であるとの意見も約25%あった。

平成22年7月から実施した低入札対策の効果もあり、平成22年度は低入札件数が減少している。また、業者の入札参加機会を制限することは、発注者から受注の調整をすることにもつながり、競争性を阻害するおそれもあることから、今後入札契約制度の運用を行いながら検証を続けていくこととする。

他都市における低入札で受注した業者の入札参加制限等の制度

都市	制限内容
さいたま市	低入札で受注した手持ち工事は2本までしか認めない。
京都市	低入札で受注した工事が終わるまで他の工事を受注できない。
大阪市	低入札による落札は同一業種において1年に1件しか認めない。

(ただし共同企業体によるものは除く)

低入札で契約した場合の入札の参加制限を行うメリット・デメリット

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> <li>・粗雑工事の防止</li> <li>・受注業者の偏りの防止</li> <li>・建設業界の保護育成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・競争の利益の喪失</li> <li>・入札参加者の減少</li> <li>・契約金額の増加</li> </ul>

### ⑧ 監理技術者等の複数配置

一定の契約金額以上の工事については、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理が的確に行われるように、施工管理技師等の資格を有する監理技術者の配置が建設業法に定められている。低入札による契約の場合、より確実な工事の施工管理が必要と考えられることから、監理技術者等の複数配置を義務付けている自治体がある。

監理技術者数は受注できる工事数に直接影響することから、入札の参加制限と同様の効果があるが、競争性を阻害するおそれもあることから、慎重に検討していくこととする。

### ⑨ 入札ボンドの導入

工事請負契約は、契約履行期間が長期であること、契約金額が多額であることなどから、請負業者の能力についての的確に把握する必要がある、その工事施工能力を的確に把握するため、入札に際し金融機関等の与信を求めている自治体もある。一方、事業者に対して金銭的な負担を強いることになるため、制度導入については今後の検討課題としたい。

## Ⅲ 法令順守の強化【平成 23 年 4 月 1 日実施】

### 指名停止措置の強化

平成 22 年 4 月に、本市下水管きよ工事業者に対して、公正取引委員会より排除措置命令・課徴金納付命令が発せられ、それに基づき、本市において指名停止及び不正行為に対する賠償金請求を行ったところである。

法令順守については、以前から登録業者に呼びかけてきたにもかかわらず、今回の事件がおきたことは遺憾であり、発注者である本市も再発防止策を講じることとする。

#### (1) 独占禁止法違反に対する指名停止期間の延長

独占禁止法（3 条・8 条）違反が行われた場合の指名停止期間の延長。

現在：6 ヶ月から 36 ヶ月の期間内で措置（最短期間（6 ヶ月）を原則）

改正：12 ヶ月から 36 ヶ月の期間内で措置（最短期間（12 ヶ月）を原則）

☆周辺の自治体：横浜市及び神奈川県：原則として 12 ヶ月

本市においても、再発の防止のため、談合行為に対しての厳しい姿勢を明らかにする必要があると考えられるところから、12 ヶ月から 36 ヶ月の期間内で措置するものとする。また、これに合わせて川崎市以外の業務に関して独占禁止法違反が行われた場合には、指名停止期間を 4 ヶ月から 36 ヶ月から 6 ヶ月から 36 ヶ月へ改正する。

(2) 契約条例の一部改正に対応する指名停止措置を新設

作業報酬確保に関する契約違反が行われた場合には、法令に違反するなど不正又は不誠実な行為が行われた場合に当たるものとして、2ヶ月以上9ヶ月以内の指名停止にするものとする。

(3) 報告義務の設定

登録業者は、指名停止措置要件に該当する事由が発生した場合は、速やかに文書により市に報告しなければならないものとする規定を定めるものとする。

(4) 組織的な対応

予定価格等、入札契約に関する情報に対して、業者から働きかけなどがあつた場合には、情報共有を図り組織的に対応することとする。

自らが発注した工事で独占禁止法違反が行われた場合の指名停止期間（月）					
札幌市	12～24	静岡市	3～12	岡山市	9～36
仙台市	6～24	浜松市	12～24	広島市	18
さいたま市	8～24	名古屋市	6	北九州市	6～24
千葉市	5～18	京都市	9	福岡市	12～24
横浜市	12	大阪市	12	神奈川県	12
相模原市	12	堺市	12		
新潟市	6～24	神戸市	12		

(平成22年10月現在)

#### IV 主観評価項目制度のあり方について

- 1 総合評価方式への活用【平成23年4月1日実施】
- 2 業務委託や物品調達へ対象拡大【平成23年度検討】
- 3 新しい評価項目の検討【平成23年度検討】

主観評価項目制度は、事業者の技術力や社会貢献を点数化することにより、入札参加条件に活用する制度である。本市では平成17年度から実施し、毎年実施件数を拡大してきた。

現在、下記の項目を入札参加資格者が自ら登録することで、1項目について10点を獲得する。点数は、入札公告で「主観評価項目を20点以上保持していること」等のように入札参加条件として活用している。

【主観評価項目】

- 障害者の雇用状況
- 建設業労働災害防止協会の加入状況
- ISO14001の認証取得
- 災害時における本市との協力体制
- ISO9001の認証取得
- 男女共同参画

主観評価項目点数等を保持していることを入札参加条件とした契約件数

年度	17	18	19	20	21	22
工事	1	48	88	104	115	114
委託	-	-	1	3	6	8

(22年度は平成23年2月末日まで)

工事請負については、この主観評価点数に工事成績実績を併せて入札参加条件とすることなどの工夫を凝らし、運用している。

今後は、工事請負に加え、業務委託や物品調達についても、制度を活用していくと共に、適当な評価指標があれば主観評価項目に加えていくこととする。

また、主観評価項目の評価項目は事業者の社会貢献を示す指標として適当であると考えられるところから、総合評価一般競争入札の評価基準としても活用していくこととする。

## V 総合評価方式の評価項目の拡充【平成23年4月実施】

《平成23年4月1日以降に入札公告を行う契約より実施》

事業者の社会貢献を評価するために、現在主観評価項目制度で評価項目となっている「障害者の雇用状況」、「建設業労働災害防止協会の加入状況」や、「男女共同参画」を総合評価の評価項目としていく。

総合評価方式入札実施状況（平成22年度は平成23年2月末日まで）

年度	19	20	21	22
実施件数	8	21	33	12
うち簡易型※1	8	6	9	3
うち特別簡易型※2	-	15	24	9
平均落札率	85.2%	93.2%	77.8%	87.5%
共に1位※3	2	7	7	6
逆転件数※4	1	2	7	4
失格基準適用	-	-	-	4

※1 本市が提出を求めた施工計画、施工能力、企業の社会貢献等についての評価項目算定資料により、予め設定した評価基準により採点し、その点数を入札価格で除した総合評価点の最も高い者を落札者とする方式

※2 簡易型から施工計画を除いた評価項目算定資料により採点する方式。

※3 有効な入札の中で、最も点数が高く、最も金額が低い者を落札者とした入札

※4 落札者が有効な入札の中で最も低い金額の入札者ではなかったもの

●総合評価方式評価項目の改正（別表参照）

- ① 企業の信頼性、社会性、地域性の項目に、「障害者雇用」「建設業労働災害防止協会への加入」「男女共同参画」の項目を加える。
  - ② 指名停止の減点項目について削除する。
  - ③ 企業の施工能力のうち、過去3年間の工事成績評点の平均点については、原則として必須項目とするが、数年に一度しか発注がない工事など、競争性を阻害する恐れがある場合には、評価項目としない場合もあるものとする。
  - ④ 配置予定技術者の能力のうち、過去の本市発注の従事工事における成績評定点（過去3年間）については、原則として必須項目とするが、数年に一度しか発注がない工事など、競争性を阻害する恐れがある場合には、評価項目としない場合もあるものとする。
  - ⑤ 企業の信頼性・社会性・地域性については原則として必須項目とするが、本社所在地については、鋼構造物の設置工事など施工場所と本社所在地に関連がない工事については、評価項目としない場合もあるものとする。
  - ⑥ 同種工事の施工実績を認める期間を13年から14年に延長する。
- ※既に評価項目としている「災害時における本市との協力体制」について、実際に行った活動の評価を高くするなど、評価基準の引き上げについて検討する。

VI 工事系委託業務の最低制限価格のあり方について【引き続き検討】

財政局契約課では、工事系業務委託の入札で、適正な契約の履行を確保するため、予定価格の3分の2を下回らない範囲で最低制限価格を設定している。

この最低制限価格について、神奈川県では、工事系委託業務の入札で、予定価格の80%以上に設定しているため、本市の事業者からも同様の制度改正を望む要望がある。

しかしながら、他の政令指定都市と比較すると神奈川県での予定価格80%を最低制限価格とすることは高率であり、競争性を阻害するおそれがあることなどから、引き続き他都市の状況等を注視しながら検討していく。

政令市等工事系業務委託最低制限価格制度（平成23年1月現在）				
都市	最低制限 価格制度	低入札価格 調査制度	公表時期	最低制限価格・低入札調査 基準（予定価格比）
札幌市	有	有	事後	70%～85%
仙台市	無	有	非公表	
さいたま市	有	無	事後	60%～85%
千葉市	有	有	事後	2 / 3 ～85%
横浜市	統一した制度を設けていない			
相模原市	有	無	事後	入札金額により算出
新潟市	有	無	事後	入札金額により算出
静岡市	無	無	—	
浜松市	有	無	事後	60%～80%
名古屋市	無	有	非公表	
京都市	有	無	事前公表	2 / 3
大阪市	有	有	事後	独自の算出式による
堺市	有	無	事後	2 / 3 + $\alpha$
神戸市	統一した制度を設けていない			
岡山市	有	有	事後	独自の算出式
広島市	無	有	事前	2 / 3 ～85%
北九州市	無	有	事後	2 / 3
福岡市	有	無	事前	66%～80%
神奈川県	有	無	事後	80%～85%

## Ⅶ 競争入札参加資格のあり方について【引き続き検討】

2年に一度行う入札参加資格登録において、工事請負の6業種（土木、下水管きよ、舗装、建築、電気、空調衛生）については、経営規模や契約履行能力に大きな差がある登録業者が多数登録しているところから、経営規模等による業者の施工能力や市内企業登録業者数と発注工事のバランスを勘案し3から4の等級に、経営事項審査の総合評定値により登録業者を分類し、予定価格に応じて発注する等級を指定している。

等級の設定は、契約を履行する能力のない業者が大規模な契約を受注することを防ぐとともに、小規模の工事に経営規模の大きな業者が参入することを防ぐ意味があり、公正な競争の確保を図っている。

等級を設定していない一部の業者団体からは等級格付けを行ってほしいとの要望があるが、現状では、等級格付けを行っていない業種において等級格付けを行うことは、競争性の確保や業者の入札参加機会が少なくなることなどから、等級格付けを行うことは困難であると考えられる。しかしながら、経営規模や契約履行能力に差がある業者が混在する競争入札を実施することには、課題が

あると考えられることから、入札参加資格条件に、一定の施工実績を求めるなど、競争性の確保に留意しつつ条件設定について検討を行う。

また、既に等級格付けを行っている業種に関しても、等級区分の分類方法や発注標準金額に対する登録業者数など、その設定のありかたについて検討する。

## **Ⅷ 早期発注について【引き続き実施】**

緊急経済対策の一環として、平成21年度、22年度には、上半期公共工事発注目標を80%に設定し、その実現に向けて最大限の努力を行うこととして、緊急経済対策本部長名で早期発注について全庁に周知徹底した。

平成21年度は年間発注予定の70%強、平成22年度は年間発注予定の60%強の執行率となった。平成20年度上半期執行率34.7%と比べて大きく上昇したことから、一定の成果があったものと考えられる。

平成23年度においても、上半期公共工事発注目標を80%に設定し、その実現に向けて引き続き取り組んでいくこととする。

## **Ⅸ 職員の能力向上等についての取組【引き続き実施】**

工事担当部局においては、工事における設計、積算技術の維持向上のために、職場研修会を開催するなど、職員の能力向上に努めている。

財政局契約課においても、適正な契約事務の遂行のため、会計事務研修などの機会を通じて、公正な契約事務手続きの確保に努めており、今後も継続していく。

また、公正な契約事務手続きを確保するため検収体制の強化を図り、物品等の契約における納品書を5年間保存することとしている。

## **X 入札契約制度検討会について**

緊急経済対策の一環として、入札契約制度の検討を行ってきたが、市内経済の状況や公正な入札契約制度の確保に向け検討会を存続させ、入札監視委員会の意見を踏まえながら検討を進め、よりよい入札契約制度の構築に努めることとする。

### **◎引き続き検討する項目**

入札制度など、契約の相手方の選定方法だけにとどまらず、契約の適正な履行、品質の確保のため、契約履行中の監督や契約完了検査についての制度も含めて総合的に検討する。

- ①総合評価方式のあり方について
- ②最低制限価格の設定のあり方について
- ③低入札による落札件数の制限などの低入札対策について
- ④入札参加資格の設定について 等

## X I 入札監視委員会の意見

今回の報告について、平成23年3月14日に入札監視委員会に報告し、意見を伺う予定であったが、3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響で委員会は中止となった。再度、開催のため日程調整を行ったがかなわず、委員に検討結果の報告を電子メール等で行い意見を聴取した。その結果、予定価格の公表時期については「ただし、予定価格を事後公表としたことによる弊害が顕著に認められる時には、再度、公表時期の検討を行うものとする」ことを強調した上で認めるとの意見があった。

## X II 委員等名簿

○川崎市入札監視委員会（学識経験者意見聴取）

國重 慎二 （弁護士）

畑尻 剛 （中央大学法務研究科・法学部教授）

本橋 美智子（弁護士）

川崎市入札契約制度検討会	
	座長 財政局資産管理部長
環境局	港湾局
庶務課長	庶務課長
施設課長	庶務課担当課長（技術監理担当）
まちづくり局	川崎港管理センター整備課長
庶務課長	上下水道局
庶務課担当課長（技術監理担当）	契約課長
住宅建替推進課長	管路課長
施設計画課長	施設課長
建設緑政局	交通局
庶務課長	経理課長
技術監理課長	病院局
公園緑地課長	庶務課長
道路整備課長	財政局
道路施設課長	契約課長
	検査課長

川崎市入札契約制度実務担当者検討会			
	座長	財政局資産管理部契約課長	
環境局		港湾局	
庶務課経理係長		庶務課経理係長	
施設担当係長		庶務課担当係長（技術監理担当）	
まちづくり局		川崎港管理センター整備課担当係長	
庶務課経理係長		上下水道局	
庶務課担当係長（技術監理担当）		契約課契約係長	
住宅建替推進課担当係長		管路課担当係長	
施設整備部担当係長		施設課担当係長	
建設緑政局		交通局	
庶務課経理係長		経理課担当係長	
技術監理課担当係長		病院局	
公園緑地課担当係長		庶務課契約係長	
道路整備課担当係長		財政局契約課	
道路施設課担当係長		契約管理係長	土木契約係長
		建築契約係長	物品契約係長

### XⅢ 入札契約制度再検証審議経過

- 平成 20 年 10 月 29 日 第 1 回川崎入札契約制度検討会・実務担当者検討会  
合同会議
- 平成 20 年 11 月 21 日 第 2 回川崎市入札監視委員会
- 平成 20 年 11 月 26 日 第 2 回川崎入札契約制度実務担当者検討会
- 平成 20 年 11 月 28 日 第 2 回川崎入札契約制度検討会
- 平成 20 年 12 月 3 日 川崎市入札監視委員会
- 平成 21 年 1 月 6 日 第 3 回川崎入札契約制度実務担当者検討会
- 平成 21 年 1 月 8 日 第 3 回川崎入札契約制度検討会
- 平成 21 年 1 月 14 日 川崎市入札監視委員会
- 平成 21 年 1 月 21 日 「川崎市入札契約制度再検証中間報告」
- 平成 21 年 3 月 26 日 第 4 回入札契約制度実務担当者検討会
- 平成 21 年 4 月 28 日 第 5 回入札契約制度検討会
- 平成 21 年 5 月 28 日 第 6 回入札契約制度検討会
- 平成 21 年 12 月 28 日 第 6 回入札契約制度実務担当者検討会
- 平成 22 年 2 月 19 日 第 7 回入札契約制度実務担当者検討会
- 平成 22 年 3 月 11 日 第 7 回川崎市入札契約制度検討会
- 平成 22 年 3 月 26 日 川崎市入札監視委員会
- 平成 22 年 4 月 9 日 「川崎市入札契約制度再検証第 2 回中間報告」
- 平成 22 年 4 月 13 日 第 8 回入札契約制度検討会
- 平成 22 年 10 月 21 日 第 8 回入札契約制度実務担当者検討会
- 平成 23 年 1 月 21 日 第 9 回入札契約制度検討会

【別表】 総合評価一般競争入札評価項目表

分類	評価項目	必須…● 任意…○	評価基準	配点
1 技術提案  標準型の場合に1評価項目以上指定する	(1) 総合的なコストに関する提案	○	工事ごとに、評価基準を定めます。 ※「社会的要請に対応した提案」として、工事期間の短縮を評価項目とした場合。	
	(2) 工事目的物の性能に関する提案	○	標準の工事期間は○○○日としており、最高の現場工事期間短縮の提案者に○○点を付与する。 その他の提案者には、最高提案者の短縮日数とそれぞれの提案日数に応じて按分し、加算点を付与する。 技術提案が不適切で実現性がないと判断される場合には、標準の仕様での施工とし、技術提案の得点は与えない。	
	(3) 社会的要請に対応した提案	○		
2 技術提案に係る施工計画	(1) 標準型の技術提案に対応した提案	○	技術提案の計画の実現性、可能性	
3 施工計画  簡易型の場合に2評価項目以上指定する	(1) 工期設定の適切性	○	各工程の工期及び工事の手順が適切である。	5.0
			無記載等、又は各工程の工期及び工事の手順が適切でない。	無効
			上記以外	0.0
	(2) 施工上配慮すべき安全対策に係る所見	○	施工上配慮すべき安全対策について、現地条件を踏まえて適切である。	5.0
			無記載等、又は現地条件を踏まえてなく適切でない。	無効
			上記以外	0.0
	(3) 施工上配慮すべき事項に係る技術的所見	○	課題に対して、現地条件を踏まえて適切である。	5.0
			無記載等、又は現地条件を踏まえてなく適切でない。	無効
上記以外			0.0	
(4) 材料の品質管理に係る技術的所見	○	品質の確認方法、管理方法が現地条件を踏まえており適切である。	5.0	
		無記載等、又は現地条件を踏まえてなく適切でない。	無効	
		上記以外	0.0	
4 企業の施工能力  過去13年間から1年延長	(1) 同種工事の施工実績  (過去14年間の経験)	●	提出のあった工事実績が、本市発注の同種工事の元請としての施工実績である。	3.0
			提出のあった工事実績が、本市発注以外の同種工事の元請としての施工実績である。	1.5
			実績なし（入札参加資格としている場合には入札無効）	0.0
	(2) 過去3年間の本市工事成績評定点の平均点	●	同業種における平均点が80点以上	3.0
			同業種における平均点が75点以上80点未満	2.5
			同業種における平均点が70点以上75点未満	2.0
			同業種における平均点が65点以上70点未満	1.0
同業種における実績なし			0.0	
同業種における平均点が65点未満	△1.0			
(3) ISO9001又は14001の取得状況	○	有り	0.5	
		無し	0.0	
5 配置予定技術者の能力  過去13年間から1年延長	(1) 同種工事の施工経験  (過去14年間の経験)	●	同種工事で主任(監理)技術者として経験あり	3.0
			同種工事現場代理人として経験あり	1.5
			経験なし	0.0
	(2) 過去の本市発注の従事工事における成績評定点 (過去3年間)	●	過去の従事経験として提出された同業種工事が本市発注の工事であり、その成績が80点以上	3.0
			同上、その成績が75点以上80点未満	2.5
			同上、その成績が70点以上75点未満	2.0
			同上、その成績が65点以上70点未満	1.0
			同上の実績なし	0.0
(3) 技術者資格保有状況	○	資格者証有り	1.0	
		資格者証なし	0.0	

<p>6 企業の信頼性・社会性・地域性</p> <p>新たに追加した項目</p>	(1) 災害時における本市との協力体制	●	本市と応急防災措置等に関する協定等を締結している及び締結している団体に加入している	0.5
			同上無し	0.0
	(2) 障害者の雇用状況	●	「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき雇用状況の報告を義務付けられている事業者で法定雇用率を達成している又義務付けられている事業者以外で障害者を常用雇用している	0.5
			同上無し	0.0
	(3) 建設業労働災害防止協会への加入	●	建設業労働災害防止協会に加入している	0.5
			同上無し	0.0
	(4) 男女共同参画	●	次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定している	0.5
			同上無し	0.0
	(5) 過去5回における本市優良業者表彰の受賞の有無	●	有り	0.5
			無し	0.0
	(6) 本社の所在地	●	工事施工場所と同一行政区内に本社あり	0.5
			同上無し	0.0